

令和2年度東海北陸厚生局

各養成施設等に対する指導調査の結果等について

1 指導調査について

(1) 指導調査の目的について

東海北陸厚生局が管轄する各養成施設等[※]の指導調査は、定期報告等に基づく指導（書面審査）に加え、現地において指定基準に係る関係法令等の遵守状況を確認し、課題の把握並びに解決に向けた指導・助言等を行うことで、各養成施設等の適正な管理・運営に資することを目的としています。

※ あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師、栄養士、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は大学等文部科学省と共管のものに限る。）

(2) 指導調査の実施方法について

指導調査は、在校生にかかる授業実施等の確認を行っています。調査を実施するに当たり、事前提出資料として「教育課程表」や根拠規定等を示した「自己点検表」にかかる点検結果の提出をお願いしています。

「自己点検表」については、東海北陸厚生局のホームページに掲載しており、各養成施設等にて定期的な自己点検を実施し、適正な管理・運営をお願いしています。

2 管内の状況について

令和2年度の東海北陸厚生局管内における養成施設数（指定数）は、100校117課程です。そのうち、指導調査の対象となる課程数は、社会福祉に関する科目確認の申請校を除き、73校76課程となっています。

3 指導調査の結果について

(1) 実施課程数等について

令和2年度に実施した指導調査の対象課程数は8課程です。内訳は表1のとおりです。

(表1) 令和2年度指導調査対象課程数

職種	あん摩マッサージ指圧師 はり師きゆう師・ あん摩マッサージ指圧師	栄養士・管理栄養士	介護福祉士	合計
課程数	0	2	6	8

(2) 指摘（行政指導）事項数及び指摘内容の状況

ア. 指摘事項について

調査対象となった各養成施設等に対し、指導調査終了後、結果を通知しています。結果の内容は「文書指摘」と「口頭指導」に分け、「文書指摘」は養成施設指定規則以上の違反がある場合、「口頭指導」は指導要領、設置及び運営に係る指針等の通知に違反がある場合を主としています。

なお、東海北陸厚生局では指摘及び指導内容の傾向を踏まえ、7項目に分類しています。詳細は、表2のとおりです。

(表2) 各項目の主な指摘及び指導内容

項目	主な指摘及び指導内容
学則に関する事	学則の記載内容が不明瞭、記載不備など
学生に関する事	入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など
教員に関する事	専任教員の未配置、無資格教員による授業など
教育に関する事	学則に定めた授業時間数の不足など
施設設備に関する事	設備、備品等の整備状況の不備など
管理運営に関する事	記録文書の整備状況の不備など
手続に関する事	変更承認又は届出の未提出など

イ. 指摘内容について

令和2年度に実施した指導調査の結果、指摘件数は23件でした。内訳は表3のとおりです。

(表3) 指摘事項の内訳

令和2年度	学則	学生	教員	教育	施設設備	管理運営	手続	合計
文書指摘	0	0	1	0	0	2	0	3
口頭指導	1	1	2	2	1	14	0	21

(3) 各養成施設等への主な指摘事項

ア. 「学則」に関すること

【介護福祉士】

- ・ 学則に明記すべき入学資格や成績考査等に係る規定が明記されていなかった。

イ. 「学生」に関すること

【管理栄養士】

- ・ 学生の出席簿について、記録の不備が見受けられた。

ウ. 「教員」に関すること

【管理栄養士】

- ・ 教員の出勤状況について記録の不備が見受けられた。
- ・ 資格基準を満たしていない教員が配置されていた。

【栄養士】

- ・ 教員要件を満たすことを確認するための学位証明書が保管されていない者が見受けられた。

エ. 「教育」に関すること

【介護福祉士】

- ・ 介護実習に係る教員の巡回記録について、生徒への具体的な指導内容を記載していない又は記載が不十分な箇所があった。

オ.「施設設備」に関すること

【介護福祉士】

- ・ 教育上必要な備品の一部が常時備え置かれ、必要時に随時使用できる状態となっていなかった。

カ.「管理運営」に関すること

【栄養士】

【介護福祉士】

- ・ 実習日誌等の関係書類から、規定時間以上の実習を行ったことが明確に判別できなかった。
- ・ 実習終了後に、実習記録原本を学生に返却し、学校に控えが保存されていなかった。
- ・ 出席簿について、学生の出欠の判別ができず、単位認定要件を満たしているか確認できない例が見受けられた。

【介護福祉士】

- ・ 授業の実施状況について、教員出勤簿と勤務実績確認票の記載に齟齬が見られた。
- ・ 医療的ケアの演習について、評価票の記載が不明瞭で規定回数以上の演習を実施したか判別できなかった。

【栄養士】

- ・ 校外実習の実施に当たり、実習施設の管理責任者等との事前協議の記録が保存されていなかった。

【管理栄養士】

- ・ 学校日誌が備えられていなかった。

(4) 指摘事項に対する改善状況等

今年度の指導調査時に指摘した事項については、改善報告書が提出され、改善が図られています。